

事務連絡
令和4年2月24日

林業・木材産業関係団体御中

林野庁林政部 経営課
木材産業課
整備部 整備課

【御協力のお願い】 価格転嫁の状況の実態調査について

1. 趣旨

昨年12月27日に「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化パッケージ」（以下「パッケージ」という。）が閣議了解され、中小企業等への支援として、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の価格転嫁の円滑化に向けた取組を開始するとともにフォローアップしていくこととされました。

パッケージの中で、価格転嫁円滑化に向けた法執行の強化のために、関係省庁からの報告や要請等を通じて、広範囲に情報提供を受け付け、来年度以降の公正取引委員会の調査の対象業種を選定する際の参考とすることとされています。

そのため、各省庁は主要な所管業種について、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の価格転嫁の状況の実態を把握するための調査を実施することになりました。これにより、業所管省庁である林野庁においても、林業、木材・木製品製造業（きのこの栽培業や木材・竹材卸売業を含む。以下同じ。）に含まれる業種について、団体や事業者の皆様に対するアンケートを実施することになりました。

今回は、経済産業省が実施している同様のアンケート調査を元に様式を作成しています。そのため、取引形態によっては、一部林業、木材・木製品製造業に馴染みにくい設問もございますが、可能な範囲で回答に御協力をお願いします。また、情報提供や御意見等がある場合には、アンケート票末尾の自由記載欄を御使用ください。

アンケート調査の結果については、林業、木材・木製品製造業単位等の情報として林野庁で別途整理した上で、公正取引委員会、中小企業庁及び内閣官房（新しい資本主義実現会議事務局）に提出します。

2. 御協力いただきたいこと

(1) アンケート調査について

- ① 貴会の業界全体に関する御認識をお伺いするため、アンケート調査について、下記の専用ページ（※）にアクセスいただき、御回答をお願いいたします。

の場合は資本金や従業員数等個社を想定した設問については回答不要です。

- ② アンケート調査について、貴会傘下事業者様に下記の専用ページを御案内いただきますとともに、回答への御協力について御依頼をお願いいたします。
その際、以下の留意事項を事業者の皆様にお伝え願います。

(留意事項)

ア 御回答は任意となります。

イ 提出方法はウェブサイト上からの記入によるもののみとなります。

ウ 回答が困難な項目は空欄としていただいて構いません。

エ 入力フォームは「受注者・販売者向け」と「発注者・購入者向け」の2種類に分かれています。受注・販売と発注・購入の両方を行っている事業者は両方のフォームにおいて御回答をお願いします。なお、取引の実態に応じていずれか一方のみ御回答いただくことも可能です。

オ 本アンケートは、受注者・販売者と発注者・購入者との間で、取引価格の決定に関して協議の余地がある取引を対象としており、市場の競り売りなどで価格が決定される取引については、回答の対象外となります。

カ 御回答いただいた内容については、個別の企業名等、回答者を特定できる情報を公表したり、第三者に提供したりすることはありません。

【本アンケート調査の専用ページは、以下のURLから】

(※) <https://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/public/kakaku.html>

(2) パッケージ等に関する情報の周知について

別紙の内容（パッケージ等のリンク先）について、傘下事業者の皆様
に周知をお願いします。

3. 提出期限（アンケート専用ページの記入・提出期限）

3月2日（水）17時まで

4. 問合せ先

林業（山林種苗生産業以外、特用林産物生産関係を含む）：林野庁経営課（03-3502-8111）（内線 6080）

林業（山林種苗生産業）：林野庁整備課（03-3502-8111）（内線 6171）

木材産業：林野庁木材産業課（03-3502-8111）（内線 6103）

別紙

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」の実施に向けた施策について

○公正取引委員会「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関する取組について(令和4年1月26日公表)

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/jan/220126.html>

○下請事業者が匿名で「買ったたき」などの違反行為を行っていると思われる親事業者に関する情報を提供できるフォーム（違反行為情報提供フォーム）の設置（公正取引委員会・中小企業庁）

・公正取引委員会「違反行為情報提供フォーム」(令和4年1月26日設置)

<https://www.jftc.go.jp/cgi-bin/formmail/formmail.cgi?d=joho>

・中小企業庁「違反行為情報提供フォーム」(令和4年1月26日設置)

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2022/220126shitauke.html>

○労務費，原材料費，エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引は，下請法上の「買ったたき」に該当するおそれがあることを明確化するための運用基準の改正（公正取引委員会）

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/jan/0126PKG/220126_02.pdf

○労務費，原材料費，エネルギーコストの上昇に伴い，下請法上留意すべき点を明らかにするための下請法Q & Aの更新（公正取引委員会）

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/jan/0126PKG/220126_03.pdf

○「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」（公正取引委員会）

フリーダイヤル「0120-060-110」（不当な下請取引ゼロ（0）口（6）ゼロ（0）110番）で，下請法上の解釈に関する相談を受け付けております。

○「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関する公正取引委員会の取組

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/index.html

【参考】 パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ

2. 価格転嫁円滑化に向けた法執行の強化

(1) 価格転嫁円滑化スキームの創設【公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁】

- ・業種別の法遵守状況の点検を行う新たな仕組みを創設する。この新しい仕組みにおいては、公正取引委員会・中小企業庁が事業所管省庁と連携を図り、事業者について、①関係省庁から情報提供や要請、②下請事業者が匿名で、「買ったたき」などの違反行為を行っていると思われる親事業者に関する情報を公正取引委員会・中小企業庁に提供できるホームページの設置（「違反行為情報提供フォーム」）を通じて、広範囲に情報提供を受け付ける。このため、価格転嫁に関する関係省庁連絡会議を内閣官房に設置する。
- ・今年度末までに把握した情報に基づき、来年6月までに、事例、実績、業種別状況等について公正取引委員会・中小企業庁が報告書を取りまとめ、公表する。これにより、問題点を明らかにするとともに、法違反が多く認められる業種については、公正取引委員会・中小企業庁と事業所管省庁が連名で、事業者団体に対して、傘下企業において法遵守状況の自主点検を行うよう要請を行う。
- ・また、公正取引委員会、中小企業庁は、これらの情報に基づき、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について、重点立入業種として、毎年3業種ずつ対象を定めて、立入調査を行う。

(3) 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査及び法執行の強化【公正取引委員会・事業所管省庁】

- ・独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関して、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について、これまでは荷主と物流事業者との取引のみ調査を行っていたが、今年度内に対象業種を追加的に選定し、来年度に緊急調査を公正取引委員会において、実施する（「買ったたき」の指導実績が多い道路貨物運送業のほか、関係省庁からの情報提供や要請、令和3年9月に実施した取組のフォローアップ調査の結果 を踏まえて選定）。調査結果については、報告書を取りまとめ、公表する。また、公正取引委員会が取引価格への転嫁拒否が疑われる事案について、立入調査を行う。さらに、関係する事業者に対し、具体的な懸念事項を明示した文書を送付する。